

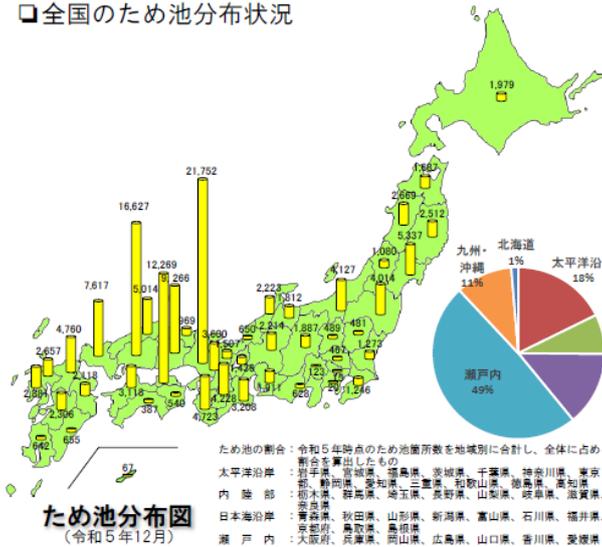
3 資料編

資料1 ため池の概要

ため池とは

- ・降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう、人工的に造成された池のことです。
- ・ため池は全国に約15万箇所存在し、西日本を中心に全国に分布しています。
- ・瀬戸内地域は年間を通じて降水量が少ないことから、古くからため池が築造され全国の約5割が存在しています。

□全国のため池分布状況

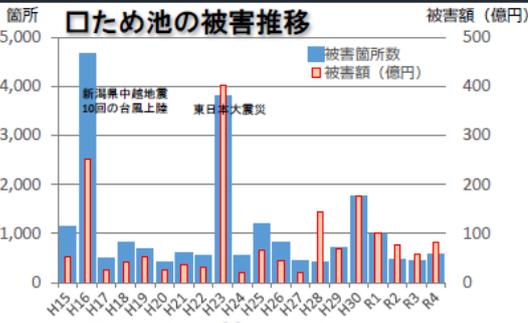


箇所数順					
1	兵庫県	21,752	25	愛知県	1,911
2	広島県	16,627	26	長野県	1,887
3	香川県	12,269	27	富山県	1,812
4	岡山県	9,266	28	青森県	1,687
5	山口県	7,617	29	京都府	1,507
6	宮城県	5,337	30	滋賀県	1,436
7	鳥取県	5,014	31	茨城県	1,273
8	福岡県	4,760	32	千葉県	1,246
9	和歌山県	4,723	33	山形県	1,080
10	奈良県	4,228	34	鳥取県	969
11	新潟県	4,127	35	宮崎県	655
12	福島県	4,014	36	福井県	650
13	大阪府	3,600	37	鹿児島県	642
14	三重県	3,208	38	静岡県	628
15	愛媛県	3,118	39	徳島県	540
16	長崎県	2,881	40	群馬県	489
17	秋田県	2,669	41	栃木県	481
18	佐賀県	2,657	42	埼玉県	467
19	岩手県	2,512	43	高知県	387
20	熊本県	2,306	44	山梨県	123
21	石川県	2,223	45	沖縄県	67
22	岐阜県	2,214	46	神奈川県	20
23	大分県	2,118	47	東京都	15
24	北海道	1,979			151,191

※富山県及び石川県については、令和5年9月末時点のデータを使用している。
 (防災課調べ 令和5年12月)

ため池の被災状況

- ・近年の自然災害によるため池の被害を見ると、平成16年の新潟県中越地震と10回にわたる台風の上陸によるもの、平成23年の東日本大震災によるものが顕著となっています。
- ・ため池の被災原因については、直近10年間では、94%は豪雨、6%は地震となっています。
- ・東日本大震災ではため池の決壊により尊い生命が失われるとともに、住宅や農地が被災しました。



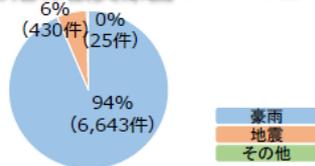
□ため池の決壊例



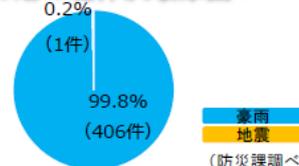
平成23年3月の東日本大震災により決壊（福島県）

平成29年7月の豪雨により決壊（福岡県）

□ため池の被災原因 (H25～R4年度)



□ため池の堤体決壊原因 (H25～R4年度)

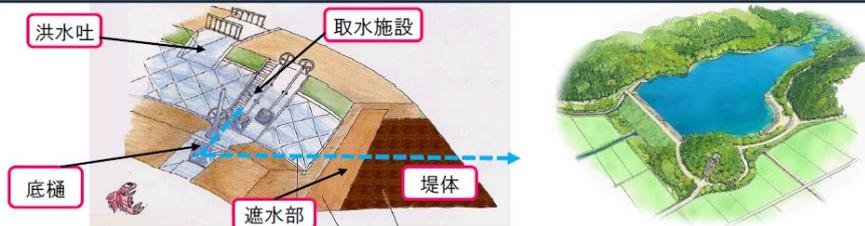


(防災課調べ 令和5年7月)

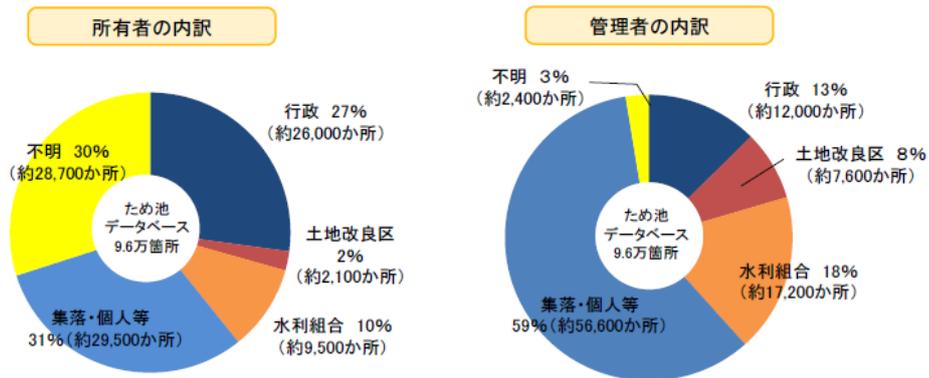
【ため池の概要】



・ため池は、水を貯める「堤体」、洪水を安全に流下するための「洪水吐」、かんがい用水を取り入れるための「取水施設」などから構成されています。



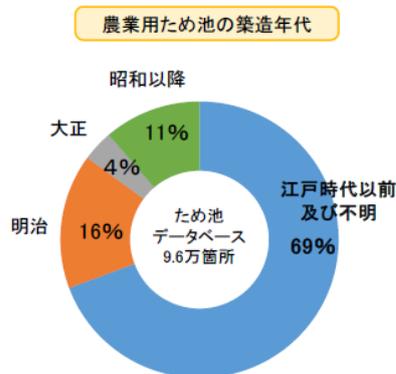
【ため池所有者及び管理者】



(農林水産省調べ (平成30年3月))

※ため池データベースの所有者・管理者は、任意の聞き取りによるものであり、データベース未記入のものも含め「不明」として計上している。

【築造年代】



(農林水産省調べ (平成30年3月))

(注) 農林水産省ホームページに基づき、当省が作成した。

資料2 管理保全法と特措法の関係

	管理保全法 (農業用ため池の管理及び保全に関する法律 (平成31年法律第17号))	特措法 (防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法 (令和2年法律第56号))
背景	<ul style="list-style-type: none"> ため池の権利関係が不明確かつ複雑化 ため池の管理体制の弱体化により日常の維持管理に支障をきたすおそれ →ため池の所有者等や行政機関の役割分担を明らかにし、ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備することを目的 	<ul style="list-style-type: none"> 決壊により下流の住宅等へ被害を及ぼすおそれのあるため池は全国に数多く存在 地方公共団体などからは、リソースの制約等があり、防災工事等を推進するためには財政支援や技術支援が必要との声あり →防災重点農業用ため池に係る劣化状況評価等及び防災工事を集中的かつ計画的に推進することを目的
対象	民間所有のため池 (データベースの整備等を除き、国・地方公共団体所有のため池は対象外)	国・地方公共団体及び民間所有の防災重点農業用ため池
内容	<ul style="list-style-type: none"> 所有者等による適正管理の努力義務、所有者等による都道府県へのため池情報の届出を義務付け、都道府県によるため池のデータベースの整備・公表等を規定 <p>都道府県は、決壊した場合の浸水区域内に住宅等があり、居住者等の避難が困難となるおそれのあるため池を「特定農業用ため池」として指定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため防災工事等基本指針を策定 都道府県は、防災工事等基本指針に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等を集中的かつ計画的に推進 <p>都道府県は、農業用ため池であって、その決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものを「防災重点農業用ため池」として指定</p>
期限	なし	令和12年度末に失効(時限立法)

(注) 農林水産省の資料等に基づき、当省が作成した。

資料3 劣化状況評価等の内容等

	劣化状況評価	地震耐性評価	豪雨耐性評価
内容	<p>防災工事の必要性を判断するため、専門技術者が、ため池の決壊に直接的に影響する可能性のある堤体、洪水吐き、取水放流設備等を対象に漏水・変形等の変状を計測、目視、把握し、劣化によるため池の決壊の危険性を評価するもの</p> 	<p>防災工事の必要性を判断するため、専門技術者が、ため池及びその周辺の地質状況等をボーリング調査等により把握するとともに、ため池決壊時の下流への影響を考慮した区分に応じて、堤体及び基礎地盤が所要の耐震性能を有しているか照査し、地震による決壊の危険性を評価するもの</p> 	<p>防災工事の必要性を判断するため、専門技術者が、ため池上流の流域の地形、土地利用状況、降雨データ等を踏まえ設計洪水流量を決定した上で、ため池貯水池の設計洪水水位に対する堤体、洪水吐きの流下断面等の水理性能(※)を照査し、豪雨によるため池の決壊の危険性を評価するもの</p>  <p>(※)水の流 運動に対する 流下能力</p>
実施対象	<p>特措法の有効期間内に、廃止工事を実施するものを除き、全ての防災重点農業用ため池</p>	<p>特措法の有効期間内に、廃止工事を実施するものを優先して実施</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指定緊急避難場所若しくは指定避難所又は病院、警察署、消防署等の防災活動の拠点となる施設であって、防災重点農業用ため池の決壊により、その機能に支障が生じるおそれのあるものが浸水区域に存すること。 ② 緊急輸送を確保するため必要な道路であって、防災重点農業用ため池の決壊により、その機能に支障が生じるおそれのあるものが浸水区域に存すること。 ③ その他都道府県知事が必要と認めるもの 	<p>特措法の有効期間内をのぞき、下記に掲げる要件のいずれかに該当するものを優先して実施</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指定緊急避難場所若しくは指定避難所又は病院、警察署、消防署等の防災活動の拠点となる施設であって、防災重点農業用ため池の決壊により、その機能に支障が生じるおそれのあるものが浸水区域に存すること。 ② 緊急輸送を確保するため必要な道路であって、防災重点農業用ため池の決壊により、その機能に支障が生じるおそれのあるものが浸水区域に存すること。 ③ その他都道府県知事が必要と認めるもの
優先度	<p>防災重点農業用ため池の貯水量並びに浸水区域に存する住宅等の数及び公共の用に供する施設の重要度を踏まえたもの</p>		

(注) 農林水産省の資料等に基づき、当省が作成した。

資料4 ため池データベースの登録項目

- : 本法第4条第1項の規定による届出事項に対応した登録項目
□: 上記以外

データベース登録項目		防災重点ため池 特定農業用ため池 防災重点農業用ため池	左記以外	
1. コード[注1]	(1)コード番号	□	□	
2. 名称	(1)名称、(2)読み(ふりがな)	○	○	
3. 所在地	(1)所在地	○	○	
	(2)緯度、(3)経度	□	□	
4. 施設管理者	(1)名称、(2)住所	○	○	
	(3)連絡先、(4)属性(管理者区分)[注2]	□	□	
	(5)管理の権原の種類	○	○	
	所有者(堤)	(1)名称、(2)住所	○	○
	(3)連絡先、(4)属性(所有者区分)[注3]	□	□	
所有者(池敷)	(1)名称、(2)住所	□	□	
	(3)連絡先、(4)属性(所有者区分)[注3]	□	□	
5. 諸元・構造	(1)築造年(又は築造年代)	□	□	
	(2)型式	□	□	
	(3)天端幅	□	□	
	(4)堤高	○	○	
	(5)堤頂長	○	○	
	(6)総貯水量	○	○	
	(7)法勾配	□	□	
	(8)流域面積	□	□	
	(9)満水面積	□	□	
	(10)かんがい受益面積	□	□	
	(11)かんがい戸数	□	□	
	(12)洪水吐諸元	□	□	
	(13)取水工諸元	□	□	
	(14)底樋諸元	□	□	
	(15)緊急放流施設の有無	□	□	
6. 改修歴	(1)改修年度、(2)改修内容	□	□	
7. ため池の区分	(1)届出の有無	○	○	
	(2)届出の年月日	○	○	
	(3)防災重点ため池の選定状況	□	□	
	(4)特定農業用ため池の指定の有無	□	□	
	(5)特定農業用ため池の指定年月日	□	□	
	(6)防災重点農業用ため池の指定の有無	□	□	
	(7)防災重点農業用ため池の指定年月日	□	□	
	(8)指定要件	□	□	
	(9)地震・豪雨耐性評価の実施要件への該当	□	□	
	(10)ため池重要度区分[注4]	□	□	
	(11)廃止状況	□	□	
8. 関連計画	(1)地震関連法定計画への記載の有無	□	□	
	(2)都道府県地域防災計画への記載の有無	□	□	
	(3)市町村地域防災計画への記載の有無	□	□	
	(4)水防計画への記載	□	□	
9. 地震時点検対象施設	(1)震度観測点、(2)観測点名	□	□	
	(3)緊急点検震度	□	□	
	(4)緊急点検実施年度	□	□	
10. 劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価の実施状況	(1)劣化状況評価の実施年度	□	□	
	(2)地震耐性評価の実施年度	□	□	
	(3)豪雨耐性評価の実施年度	□	□	
11. 劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価の結果による対策	(1)劣化に対する対策の必要有無	□	□	
	(2)地震に対する対策の必要有無	□	□	
	(3)豪雨に対する対策の必要有無	□	□	
12. ハード対策の実施状況	(1)劣化に対する対策の実施状況	□	□	
	(2)地震に対する対策の実施状況	□	□	
	(3)豪雨に対する対策の実施状況	□	□	
13. ハザードマップの作成状況	(1)作成の状況、(2)公表の状況	□	□	
14. 遠隔監視用観測機器の設置	(1)水位計の設置有無	□	□	
	(2)雨量計の設置有無	□	□	
	(3)監視カメラの設置有無	□	□	

(注) 1 「農業用ため池の管理及び保全に関するガイドライン」から引用

2 本資料において、「本法」とは管理保全法を指す。

3 資料中の[注1]～[注4]については以下に記載のとおりである。

[注1] コード番号とは、データベースにおける個別の農業用ため池の整理番号である。

[注2] 施設管理者の属性(管理者区分)とは、行政、土地改良区、組合、個人等を意味し、届出内容から選択する。

[注3] 所有者の属性(所有者区分)とは、行政、土地改良区、組合、個人等を意味し、届出内容から選択する。

[注4] レベル1及びレベル2地震動に対する耐震性能を求める施設の重要区分

資料 5 防災重点農業用ため池の評価結果を独自に取りまとめて公表している事例（広島県）

令和3年度 ため池詳細診断 実施箇所及び結果一覧

市町	ため池名	ため池番号	所在地	診断結果			浸水想定 区域図 ※PDFをクリック		
				劣化診断	豪雨診断	耐震診断			
■	■	■	■	A	C		PDF		

(参考)

診断結果の解説と取るべき行動

◆A：健全度が**高い**

- ・劣化診断：劣化が進んでおらず、一定の安定性があります。
- ・豪雨診断：豪雨の際に発生する洪水を安全に流下させることができます。
- ・耐震診断：震度5強程度の地震に対して、一定の安定性があります。

【取るべき行動】

一定の安定性はありますが、豪雨時や地震時に壊れないというわけではありませんので、市町から発信される避難情報等を確認して、行動を起こしてください。

◆B：健全度が**やや低い**

- ・劣化診断：劣化がやや進んでおり、適切な維持管理が必要です。
- ・豪雨診断：豪雨の際に発生する洪水を安全に流下させることができない可能性があります。
- ・耐震診断：震度5強程度の地震が発生した場合、何らかの影響（ひび割れ、一部崩壊等）を受ける可能性があります。

【取るべき行動】

雨が続く場合や地震が発生した場合は、いつでも避難できるように準備しておいてください。

◆C：健全度が**低い**

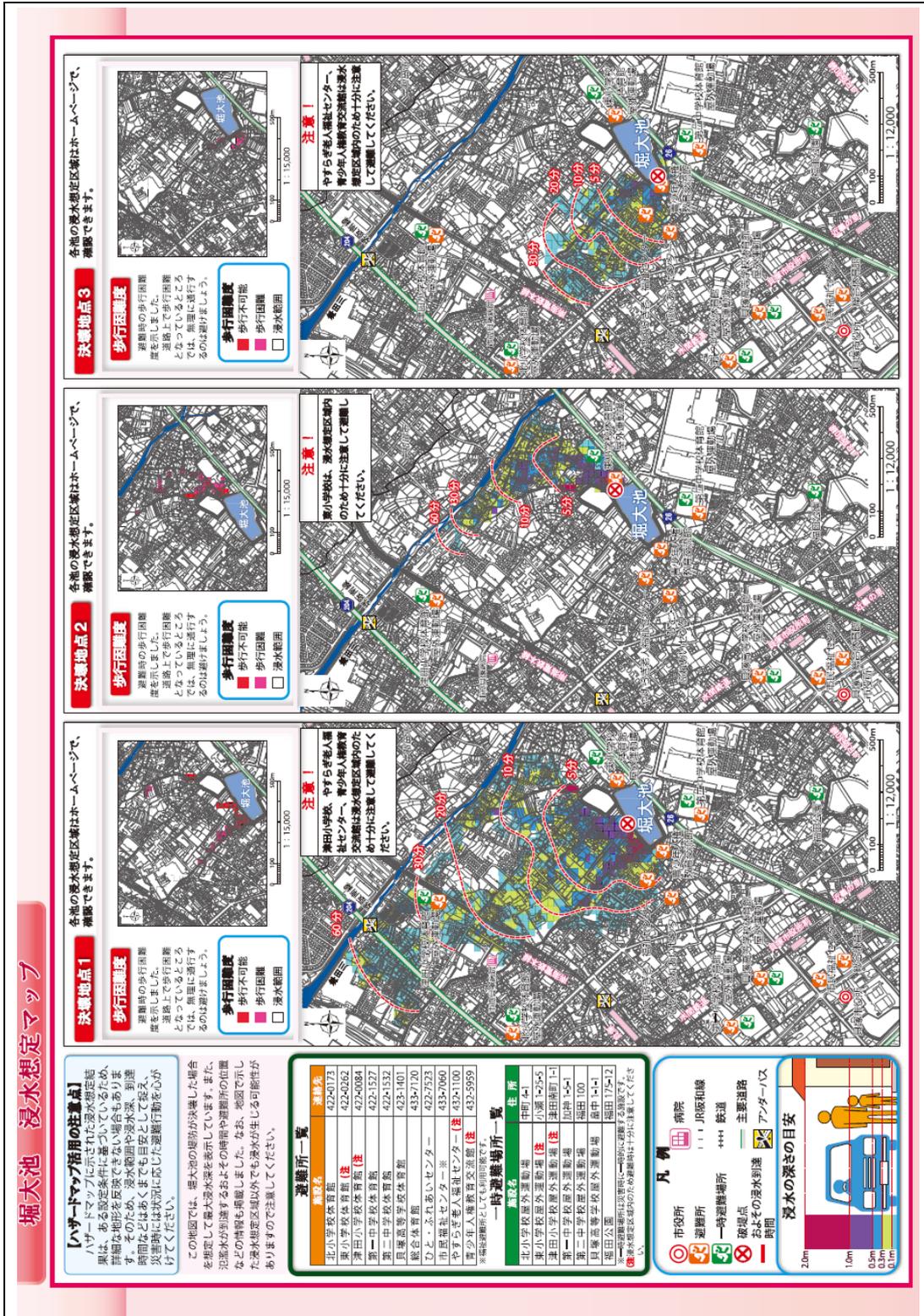
- ・劣化診断：劣化が進んでおり、定期的な監視が必要です。
- ・豪雨診断：豪雨の際に発生する洪水を安全に流下させることができない可能性があります。
- ・耐震診断：震度5強程度の地震が発生した場合、何らかの影響（ひび割れ、一部崩壊等）を受ける可能性があります。

【取るべき行動】

豪雨時や地震時に必ず壊れるというものではありませんが、雨が続く場合や地震が発生した場合は速やかに避難行動を起こすように心がけてください。

(注) 広島県ホームページから引用

資料 6 浸水想定区域を決壊地点ごとにパターンを分けて掲載するとともに、使用できない可能性のある避難場所等について注意書きを行うなど、住民に対し分かりやすく周知している事例（大阪府貝塚市）



(注) 大阪府貝塚市のホームページから引用

資料 7 災害時に水位等の情報を速やかに提供し、自主避難行動につなげることを目的に、ため池の観測状況をホームページにおいて公開している事例（和歌山県和歌山市）



(注) 和歌山県和歌山市のホームページから引用